

今回のテーマ

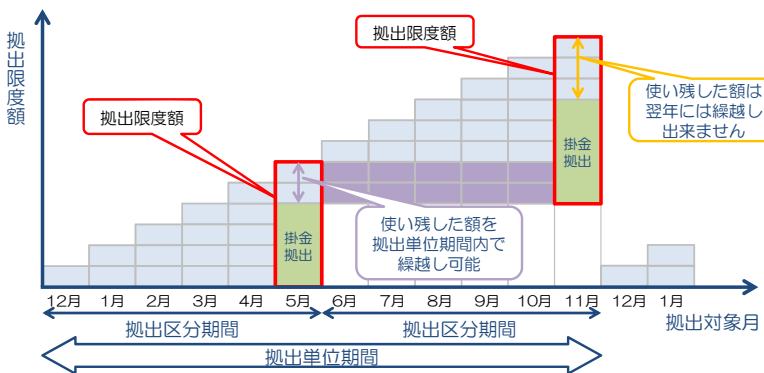
●個人型DC(iDeCo)の年単位化について②

平成30年1月より、掛金の年単位拠出が可能となります。今回は前回取り上げた年単位拠出申込時の注意点について具体的にご説明します。

●年間の掛金拠出計画について

年単位拠出を選択すると、掛金拠出計画(加入者掛金額登録・変更届)の提出が必要となります。

拠出計画を立てる際に、拠出区分期間内の限度額に注意して掛金を設定する必要があります。



なお、11月分(12月納付)の掛金をゼロ円に設定することはできません。

〔その他注意事項〕

- 掛金変更：1月～12月納付の間で1回のみ可能
- 過去に遡った期間についての変更申請は不可
- 平成30年1月分より変更する場合、1月19日まで
に国基連事務処理センターに書類到着が必要

●加入者の手数料について

内容	初期手数料	都度の手数料	毎月の手数料
	加入時 手数料	収納時 手数料	口座管理 手数料
国民年金基金 連合会	2,777円	103円	-
事務委託先 金融機関 (三井住友信託銀行)	-	-	64円
運営管理機関 (岡三証券)	-	-	205円
合計額	2,777円	103円/回	269円/月
手数料徴収方法	初回の掛金 から徴収	収納の都度 掛金から徴収	毎月の掛金 から徴収

■当資料は確定拠出年金の運営管理機関である岡三証券が取扱う確定拠出年金向け商品を紹介するためのものであり、金融商品取引法(昭和23年法第25条)に基づく開示資料ではありません。■当資料は、委託会社の運用データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除(市場価格調整)を適用することがあります。この場合、控除後の解約払戻金が元本(払込保険料相当額)を下回ることがあります。

平成29年12月25日

●基本は毎月拠出

年単位拠出を選択すると、国民年金基金連合会の手数料は毎月の徴収から、収納回数に応じた徴収に変更になります。年単位拠出を利用し、特定の月のみ掛金を拠出する場合、その月の手数料が適用されます。元本確保型商品に入れておきただけならば、それでよいかも知れませんが、積極的に投資信託で運用を考えるならドルコスト平均法の効果を活かさない手はありません。

●ドルコスト平均法について

〔事例〕

毎月1万円を拠出する場合と、3ヶ月ごとに3万円(1万円×3か月分)を拠出する場合の比較

	価格	毎月1万円 拠出	3ヶ月ごとに 3万円拠出
1月	1,000円	10口	—
2月	800円	12.5口	—
3月	1,100円	9.1口	27.3口
4月	1,200円	8.3口	—
5月	900円	11.1口	—
6月	1,000円	10口	30口
7月	1,200円	8.3口	—
8月	900円	11.1口	—
9月	1,000円	10口	30口
10月	1,100円	9.1口	—
11月	800円	12.5口	—
12月	1,000円	10口	30口
合計		122.1口	117.3口
平均単価		983円	1,023円

今回の事例では1年間の平均価格は1,000円です。毎月1万円拠出した場合、平均単価は983円ですが、3ヶ月ごとに3万円拠出した場合は、1,023円となり、毎月拠出に比べて割高となってしまいました。

これは、買付回数の減少により、一時の相場水準の影響を受けやすくなることによるものです。毎月拠出をする場合、時間分散効果が働きやすくなります。

●まとめ

年単位拠出は、自身で拠出するタイミングを決めることが出来たり、手数料の一部を節約したりすることが出来るメリットがあります。

一方で、買付回数の減少に伴う、価格変動の分散効果が薄れるデメリットにも気をつけなければなりません。